

第 3 期知的財産戦略の基本方針

(2009年4月6日 知的財産戦略本部)

(著作権関係部分抜粋)

(1) イノベーション促進のための知財戦略の強化〈IP For Innovation〉

【重点施策】

〈技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築〉

○権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け規定振り等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(2) グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉

【重点施策】

〈世界知財システムの構築等に向けた取組の強化〉

○ハイレベルな知的財産外交の推進

国際的な制度調和、審査ワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止等の実現に向け、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。

〈海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組の強化〉

○海外市場における模倣品・海賊版対策の強化

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、経済連携協定交渉等の二国間の協議、官民合同ミッションの派遣、税関等への能力構築支援等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを行う。

○国内における模倣品・海賊版の取締りの強化

外国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を働き掛けるに当たっては、国内対策の徹底が大前提であることにかんがみ、税関や警察等において、諸外国の関係機関との連携強化、権利者との協力関係の構築、必要な職員の確保等を通じ、国内における模倣品・海賊版の取締りを強化する。

(3) ソフトパワー産業の成長戦略の推進〈Promotion of Soft Power Industries〉

【重点施策】

〈インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化〉

○海外市場における模倣品・海賊版対策の強化（再掲）

○インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化

官民連携してインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する実態調査を行うとともに、被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。また、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。

〈デジタル・ネット時代に対応した知財制度等の整備〉

○権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入（再掲）

○著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずる。

○デジタルコンテンツ流通の促進

放送番組等に係る権利処理の円滑化を図るため、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進するとともに、権利処理の進捗状況等を踏まえ、多角的観点から適宜法的対応の検討を行い、必要な措置を講ずる。

○デジタル・ネット環境の進展に伴うコンテンツ取引支援システムの構築

メディアの多様化によるコンテンツの利用許諾手続や流通経路の複雑化に対応するため、「権利情報集中処理機構」（音楽分野）の取組を支援するとともに、その実績も踏まえ、権利の所在をリアルタイムで把握できる機能等を有する次世代のコンテンツ取引支援システムを構築する。

○クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境整備

情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境を整備する。

（４）知的財産権の安定性・予見性の確保〈Stable IP〉

【重点施策】

○著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化（再掲）

（５）利用者ニーズに対応した知財システムの構築〈User-Friendliness〉

【重点施策】

○著作権登録制度の運用改善

著作権登録原簿の電子化等を通じて、登録情報の公開の充実や書類交付手続の簡素化を行う。